**標準契約書書式例**

**（候補者と契約業者等）**

**山県市議会議員選挙用**

※この契約書は例です。

※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、契約の内容は、この契約書に準拠して作成してください。

選挙運動用自動車運送契約書（ハイヤー方式）

収　入

印　紙

　山県市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送につい

て、次のとおり契約を締結する。

**１．使用目的**公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

**２．車種及び登録番号**車　　種

　　　　　　　　　　　　登録番号

**３．台　　数** １台

**４．使用期間** 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（ 　　日間）

**５．契約金額**  　　　　　　　　　円

（内訳 １日 　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）× 　日間）

**６．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲に支払うべき契約金額のうち山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を、山県市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山県市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は山県市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和　　年　　　月　　　日

甲 山県市議会議員選挙候補者

　住所

　氏名

乙 　住所

　名称

　代表者

　電話番号

選挙運動用自動車賃貸借契約書

　山県市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の使用につい

て、次のとおり賃貸借契約を締結する。

**１．使用目的**公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

**２．車種及び登録番号**車　　種

　　　　　　　　　　　　登録番号

**３．台　　数** １台

**４．期　　間** 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（ 　　日間）

**５．契約金額**  　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳 １日 　　　　　円× 　日間）

**６．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲に支払うべき契約金額のうち山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を、山県市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山県市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は山県市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和　　年　　　月　　　日

甲 山県市議会議員選挙候補者

　住所

　氏名

乙 　住所

　名称

　代表者

　電話番号

選挙運動用自動車燃料供給売買契約書

　山県市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料につい

て、次のとおり売買契約を締結する。

**１．燃料の供給を受ける自動車**

公職選挙法第１４１条に基づき、甲が使用する選挙運動用自動車

車　　種

　　　登録番号

**２．供給期間** 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（ 　　日間）

**３．契約金額等**１リットルあたり 　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

供給量（予定総量）　　　　　　　　　　リットル

総　額　　金　　　　　　　　　　円の範囲内

**４．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲に支払うべき契約金額のうち山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を、山県市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山県市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は山県市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和　　年　　　月　　　日

甲 山県市議会議員選挙候補者

　住所

　氏名

乙 　住所

　名称

　代表者

　電話番号

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

　山県市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転手の雇

用について、次のとおり雇用契約を締結する。

**１．業務内容**

甲が使用する選挙運動用自動車の運転業務

**２．供給期間** 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　（ 　　日間）

**３．契約金額（報酬）** 総　額　　金　　　　　　　　　　円

（１日あたり 　　　　　　 　　　円）

**４．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲に支払うべき契約金額のうち山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を、山県市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山県市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は山県市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和　　年　　　月　　　日

甲 山県市議会議員選挙候補者

　住所

　氏名

乙 　住所

　名称

　代表者

　電話番号

選挙運動用ポスター作成請負契約書

収　入

印　紙

　山県市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成に

ついて、次のとおり請負契約を締結する。

**１．作成物の内容**公職選挙法第１４３条第１項第５号の選挙運動用ポスター

**２．作成物の規格**　　　　　　　　ｃｍ×　　　　　　　　ｃｍ

**３．作成枚数** 　 　　　　　枚

**４．納入期限**　年　　月　　日

**５．契約金額**総　額　　金　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

（１枚あたり 　　　 　　　　　　円）

**６．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲に支払うべき契約金額のうち山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を、山県市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山県市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は山県市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和　　年　　　月　　　日

甲 山県市議会議員選挙候補者

　住所

　氏名

乙 　住所

　名称

　代表者

　電話番号

選挙運動用ビラ作成請負契約書

収　入

印　紙

　山県市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成に

ついて、次のとおり請負契約を締結する。

**１．作成物の内容**公職選挙法第１４２条第１項第６号の選挙運動用ビラ

**２．作成物の規格**　　　　　　　　ｃｍ×　　　　　　　　ｃｍ

**３．作成枚数** 　 　　　　　枚

**４．納入期限**　年　　月　　日

**５．契約金額**総　額　　金　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

（１枚あたり 　　　 　　　　　　円）

**６．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲に支払うべき契約金額のうち山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を、山県市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山県市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は山県市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和　　年　　　月　　　日

甲 山県市議会議員選挙候補者

　住所

　氏名

乙 　住所

　名称

　代表者

　電話番号